

使用前検査対象の構造設備等一覧

平成 12 年 6 月 8 日付け健政発 707 号

(病院、収容施設を有する診療所)

構 造 設 備 名	根 拠 条 文		使用前 検 査	自 主 検 査	届 出	備 考
	医療法	施 行 規 則				
各科専門の診察室	2 1	2 0 (1)	○	○		
手術室	2 1	2 0 (2) (3)	○	△		(注 2)
処置室	2 1	2 0 (4)	○	○		
臨床検査室	2 1	2 0 (6)	○	○		
エックス線装置	2 1	2 0 (7)	○	○	○	(注 3)
調剤所	2 1	1 6 ① (14)	○	○		
消毒施設	2 1	2 1 ① (1)、② (1)	○	○		条例 5
給食施設	2 1	2 0 (8) (9)	○	○		
洗濯施設	2 1	2 1 ① (1)、② (1)	○	○		条例 5
分べん室	2 1		○	○		
新生児の入浴施設	2 1		○	○		
機能訓練室 (療養病床がある場合)	2 1	2 0 (11)	○	○		
談話室 (療養病床がある場合)	2 1	2 1 ① (2)、② (2)	○	○		条例 5
食堂 (療養病床がある場合)	2 1	2 1 ① (2)、② (3)	○	○		条例 5
浴室 (療養病床がある場合)	2 1	2 1 ① (2)、② (4)	○	○		条例 5
集中治療室	2 2	2 1 の 5 (1)	○	△		(注 2)
	22 の 2	2 2 の 3 (1)				(注 4)
化学、細菌及び病理の検査施設	2 2	2 1 の 5 (1)	○	○		
病理解剖室	2 2	2 1 の 5 (1)	—	—		検査対象外
研究室	2 2		—	—		検査対象外
講義室	2 2		—	—		検査対象外
図書室	2 2		—	—		検査対象外
救急用又は患者搬送用自動車	2 2	2 2	—	—		検査対象外
医薬品情報管理室	2 2	2 2	—	—		検査対象外
	22 の 2	2 2 の 4				
無菌状態の維持された病室	22 の 2	2 2 の 4	○	△		(注 2) (注 4)
診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備	2 3	1 6 ① (1)	○	○		
放射線に関する構造設備	2 3	1 6 ① (1)、第 4 章	○	△	○	(注 2) (注 3)
病室	2 3	1 6 ① (2)、(2) の 2、(3)、(4)、(6)、(7)	○	△		(注 2)
機械換気設備	2 3	1 6 ① (5)	○	○		
患者の使用する屋内の直通階段	2 3	1 6 ① (8) (9)	○	○		
避難階段	2 3	1 6 ① (10)	○	○		
患者が使用する廊下	2 3	1 6 ① (11)	○	○		
消毒設備 (感染症・結核病室がある場合)	2 3	1 6 ① (12)	○	○		
歯科技工室	2 3	1 6 ① (13)	○	○		
防火上必要な施設	2 3	1 6 ① (15)	○	○		
消火用の機械又は器具	2 3	1 6 ① (16)	○	○		

(収容施設を有する助産所)

構 造 設 備 名	根 拠 条 文		使用前 検 査	自 主 検 査	届 出	備 考
	医療法	施 行 規 則				
収容室	2 3	1 7 ① (1) (2)	○	△		
収容する母子が使用する 屋内の直通階段	2 3	1 7 ① (3)	○	○		
避難階段	2 3	1 7 ① (4)	○	○		
分べん室	2 3	1 7 ① (5)	○	○		
防火上必要な設備	2 3	1 7 ① (6)	○	○		
消火用の機械又は器具	2 3	1 7 ① (7)	○	○		

注1 根拠条文欄中、アラビア数字は条を、○囲み数字は項を、()囲み数字は号を示す。

注2 自主検査欄中、△印の付されたものについては、構造設備の変更を伴わない場合(エックス線診療室及び診療用放射線使用室等に変更がなく、装置等の変更である場合を含む。)に限り、自主検査が可能となる。

注3 エックス線装置については、自主検査の対象であるが、これを使用する室であるエックス線診療室については、放射線に関する構造設備として扱われる。

注4 地域医療支援病院又は特定機能病院における集中治療室及び特定機能病院における無菌状態の維持された病室については、病室として用いられることから、病院としての検査対象に該当する。